

岩手県告示第545号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

令和6年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日 平成16年9月24日

(2) 登録番号 26

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 農事組合法人岩手県農民連農産物供給センター

(2) 代表者の氏名 代表理事 小笠原 憲公

(3) 主たる事務所の所在地 盛岡市本宮字小林46番地1

3 農産物検査を行う農産物の種類 国内産農産物（玄米）

4 登録の区分 品位等検査

5 農産物検査を行う区域 岩手県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
藤原 和夫	玄米	国内産農産物に限る。
伊藤 修明	玄米	国内産農産物に限る。
堂前 貢	玄米	国内産農産物に限る。
藤原 清吉	玄米	国内産農産物に限る。
佐藤 利春	玄米	国内産農産物に限る。
盛田 郁弥	玄米	国内産農産物に限る。

7 登録の更新年月日 令和6年9月24日